協力事業者の皆様

インボイス制度対応アンケート

２０２●年●月●日

●●株式会社

●●●●

前略

平素より弊社事業に多大なるご協力を頂き誠にありがとうございます。

さて、わが国では、２０２３年１０月１日より、いわゆる「インボイス制度」が開始されます。これに伴い、消費税申告及び納税を行う「適格請求書発行事業者」（注１）にならない限り、いわゆる「適格請求書」を発行できなくなり、消費税額をご請求頂くことができなくなります。

皆様におかれましては、この「インボイス制度」へのご対応を種々ご検討のことと思います。弊社といたしましても、皆様とのコミュニケーションを通じて、この制度対応を図っていきたいと考えております。ついては、お忙しいところ誠に恐縮ですが、下記に、貴社名・ご担当者名をご記入いただくとともに、現在ご検討の対応方針に最も近い[　　]に○を付けていただき、ご返信いただけると幸いです。

草々

記

貴社名・ご担当者名　[　　　　　　　　　　　　　　]

１　２０２３年１０月１日以降、適格請求書発行事業者となり引続き消費税額を請求する（注２）

[　　　]１－１　取引価格（税抜価格＋消費税）に変更を予定していない。

[　　　]１－２　新たに消費税申告及び納税を行うことにより利益が減少することから、取引価格（税抜価格＋消費税）の相応の値上げを検討している。

２　適格請求書発行事業者にはならず、消費税額を請求しない。

[　　　]２－１　現在の取引価格（税抜価格＋消費税）のうち税抜価格を取引価格とする予定。

[　　　]２－２　消費税相当額を請求できなくなることにより利益が減少することから、税抜価格から相応の値上げを行った額を取引価格とすることを検討している。

３　その他（内容をご記入ください）

[　　　] [　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　]

――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

注１　詳しくは、国税庁サイト（一例として以下）をご覧いただくか、税務署にお尋ねください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0022001-174.pdf>

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

注２　この場合、２０２１年１０月１日から２０２３年３月31日までの間に適格請求書発行事業者登録申請書を税務署に提出する必要があります。